

令和7年度農山漁村振興交付金

地域資源活用価値創出対策のうち

地域資源活用価値創出推進・整備事業

（農福連携型）

農林水産省 農村振興局 都市農村交流課

目 次

○農山漁村振興交付金 （地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型））	1
○農福連携支援事業のうち整備事業（農福連携型）〔ハード〕 及び農福連携の取組〔ソフト〕の概要	3
○整備事業（農福連携型）〔ハード〕の紹介	4
○農福連携支援事業のうち農福連携の取組〔ソフト〕の紹介	6
○農福連携支援事業のうち地域協議会の設立及び 体制整備〔ソフト〕の紹介	7
○よくあるお問い合わせ	8
○事業のおおよその流れ	14
○お問い合わせ先	15

地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）

【令和7年度予算概算決定額 7,389（8,389）百万円の内数】

<対策のポイント>

農福連携の一層の推進に向け、**障害者等の農林水産業に関する技術の習得**、障害者等に農業体験を提供する**ユニバーサル農園※**の開設、**農福連携を地域で広げるための取組**、障害者等が作業に携わる**生産・加工・販売施設の整備**、**全国的な展開に向けた普及啓発**、**都道府県による専門人材育成の取組**等を支援します。

※ 農業分野への就業を希望する障害者等に対し
農業体験を提供する農園

<事業目標>

農福連携等に取り組む主体数（12,000件〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業

障害者等の農林水産業に関する技術の習得、作業工程のマニュアル化、**ユニバーサル農園の開設**、**移動式トイレの導入**、**農福連携を地域で広げるための取組**等を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：定額（上限：150万円/年、経営支援又は地域協議会の設立及び体制整備300万円/年、作業マニュアルの作成等）に取り組む場合は初年度の額に40万円加算可能）】

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福連携の**全国的な横展開に向けた取組**、農福連携の**定着に向けた専門人材の育成**等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額（上限500万円等）】

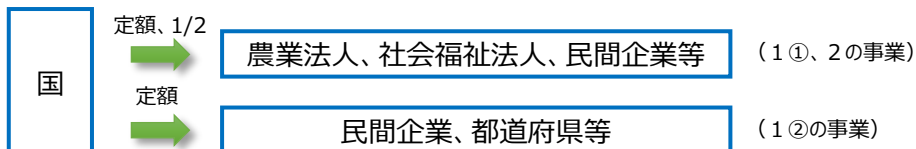
2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）

障害者等が作業に携わる**生産施設**、**ユニバーサル農園施設**、**安全・衛生面に係る附帯施設等の整備**を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限：簡易整備200万円、高度経営1,000万円、経営支援2,500万円、介護・機能維持400万円）】

※下線部は拡充事項

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業



農産加工の実践研修



養殖籠補修・木工技術の習得



移動式トイレの導入



ユニバーサル農園の開設

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業



普及啓発に係る取組



人材育成研修

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）



農業生産施設（水耕栽培ハウス）



苗木生産施設



養殖施設



休憩所、トイレの整備



園地、園路整備



処理加工施設

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-0033）¹

農福連携の推進

【事業実施主体】

- ・農林水産業を営む法人
- ・社会福祉法人
- ・特定非営利活動法人
- ・医療法人
- ・一般社団法人
- ・一般財団法人
- ・公益社団法人
- ・公益財団法人
- ・地域協議会※
- ・民間企業 ほか



※地域協議会の構成員に市町村を含むこと
※個人に対する助成はできません

- ・課題の把握
- ・事例の蓄積
- ・専門人材による助言

都道府県

- 農福連携に取り組もうとする農業法人と福祉事業所のマッチングや職場定着を支える専門人材を育成・派遣

- このほか、全国的な普及啓発や官民一体での取組により農福連携の認知度の向上及び取組を促進

< 整備事業（ハード） >

○農林水産物生産施設等の整備

障害者や生活困窮者等の雇用・就労、高齢者の生きがいづくりやリハビリを目的とした農林水産物生産施設（農園、園路の整備を含む）、農林水産物加工販売施設、休憩所、衛生設備、安全設備等の整備に必要な経費を支援

事業実施期間：基本1年間

交付率等：1/2

上限：簡易整備(200万円)、介護・機能維持(400万円)、高度経営(1,000万円)、経営支援(2,500万円)

【整備事業の主な要件】

- ・原則、農福連携支援事業のうち農福連携の取組と併せて行うこと。ただし、条件を満たす場合には整備事業単独での実施が可能
- ・農林水産分野の作業に携わる障害者、生活困窮者（就労に向けた支援計画策定者）、高齢者（要介護認定者）、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者を事業実施3年目までに5名以上増加させること。ただし、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者の増加については障害者との組み合わせであって、過半数が障害者であること
- ・農林水産物加工販売施設に供する農林水産物は、事業実施主体及び連携する者が生産したものが過半を占めること

< 農福連携支援事業のうち農福連携の取組（ソフト） >

○技術習得や分業体制の構築

作業の効率化や生産物の品質向上等、農福連携を持続するための取組、ユニバーサル農園（農業分野への就業を希望する障害者等に対し、職業訓練の体験を提供する農園。）の開設、移動可能なトイレのリース導入等に必要な経費を支援

- ・専門家の指導による農産物等の生産・加工技術、販売・経営手法等の習得を行うための研修、視察等
- ・ユニバーサル農園の運用初期に必要な管理・指導者の配置、農産物栽培に要する消耗資材等
- ・分業体制の構築、作業手順の図化、マニュアル作成

（注）雇用・就労する障害者等の賃金や法人運営費は助成対象外

※条件を満たす場合には農福連携支援事業単独での実施が可能

事業実施期間：3年間

（支援期間：最大2年間

+自主取組：1年間）

交付率等：定額

上限：150万円/年、300万円/年（整備事業の経営支援を実施する場合）

※マニュアル作成は、初年度に40万円を加算可能

【農福連携支援事業のうち農福連携の取組のみ利用する場合の主な要件】

- ・農林水産分野の作業に携わる障害者、生活困窮者（就労に向けた支援計画策定者）、高齢者（要介護認定者）、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者を事業実施3年目までに3名以上増加させること。ただし、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者の増加については障害者との組み合わせであって、過半数が障害者であること

< 農福連携支援事業のうち地域協議会の設立及び体制整備（ソフト） >

○地域協議会の設立及び体制整備

地域協議会が地域における農福連携の推進のために行う活動内容の検討、調査、先進地視察、意見交換会、ワークショップの実施、活動計画の策定等に必要な経費を支援

※事業実施主体は地域協議会のみ

事業実施期間：3年間

（支援期間：最大2年間

+自主取組：1年間）

交付率等：定額

上限：300万円/年

【地域協議会の設立及び体制整備を利用する場合の要件】

- ・事業実施3年目までに地域協議会に参画し新たに農福連携に取り組む主体を3主体以上増加させること
- ・事業実施3年目までに地域における農福連携の取組拡大に向けた活動計画を策定すること

< 都道府県専門人材育成支援事業（ソフト） >

○農福連携を支援する人材の育成

農林水産業の現場における障害者等の雇用・就労に関してアドバイスする農福連携技術支援者※、障害者就労施設等による農作業請負（施設外就労）のマッチングを支援する人材（施設外就労コーディネーター）等の育成に必要な経費を支援

※ 農林水産省のガイドラインに基づく研修を受講し、認定された者

事業実施期間：1年間

交付率等：定額

上限：500万円/年

整備事業(農福連携型)[ハード]及び農福連携支援事業のうち農福連携の取組[ソフト]の概要

○ 整備事業(農福連携型)[ハード]

○ 農福連携支援事業のうち
農福連携の取組[ソフト]

※ 原則、併せ行う

ただし、以下に該当する場合は
単独での実施が可能

ハード単独で実施する場合

既に十分な生産技術を有し、かつソフトなしでも目標達成(雇用・就労者数、売上げ、交流人口等)が確実に見込まれる。

ソフト単独で実施する場合

障害者等が農林水産業や関連する作業に携わるための“場”が既に確保されている。

例1 農福連携の取組を行うほ場や農林水産物生産施設、加工・販売施設を有している。

例2 施設外就労の受入れ先が確保されている。

【事業実施主体】

- ・ 農業法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 一般社団法人
- ・ 一般財団法人
- ・ 公益社団法人
- ・ 公益財団法人
- ・ 民間企業
- ・ 地域協議会 ほか



**※個人への助成は
できません**

地域協議会とは・・・

市町村のほか、農林水産業経営体及び社会福祉事業者等を構成員とし、以下の内容を定めた規約等に各構成員が同意している団体。

- ①目的、②構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲、③意思決定方法、④解散した場合の地位の継承者、⑤事務処理及び会計処理の方法、⑥会計及び監査の方法、⑦その他運営に関して必要な事項

整備事業(農福連携型)[ハード]の紹介①

簡易整備

比較的安価な設備投資による
農林水産物生産施設及び附帯施設の整備

介護・機能維持

高齢者の介護、機能維持、機能改善等の
介護福祉を目的とした農林水産物生産施設
及び附帯施設の整備

高度経営

収益性の高い複合的な経営形態の導入又
は農林水産物の生産、加工、販売等を併せ
て行う農林水産物生産施設等の整備

経営支援

農福連携の取組を通じて経営改善を積極的
に進めるために必要となる農林水産物生産
施設等の整備

【助成の対象外】

- 用地の買収、貸借等に要する費用、補償費、既存施設の取壊しや撤去に係る経費
- 自力若しくは他の助成によって工事を実施中の施設等又は既に完成した施設等
- 簡易な農園整備のうち障害者が直接作業に従事しない農地の整備、用地の造成

【取組の対象者】

- 障害者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者
(簡易整備・高度経営・経営支援)
- 高齢者(※介護・機能維持のみ)

【交付率及び助成額】

- 総事業費の1/2以内
または各上限のうちいずれか小さい方

【上限額】

簡易整備	200万円
介護・機能維持	400万円
高度経営	1,000万円
経営支援	2,500万円

【助成の対象】

- 農林水産物生産施設
(簡易な農園整備を含む)
- 農林水産物加工・販売施設
(※高度経営・経営支援のみ)

※以下は生産施設等の整備と併せて実施する場合。

- 休憩所
- トイレ
- 安全施設 等
- 機械器具の購入
(※自走、持ち運びが可能な機械器具類の購入は、目的外利用のおそれがあるため助成の対象外です。)



農業用ハウス(低コスト耐候性) 採卵鶏舎(ウインドレス)



農林水産物処理加工施設



トイレ(固定式)



農機具庫



休憩所

整備事業(農福連携型)[ハード]の紹介②

【主な留意事項】[ハード共通]

- 原則、農福連携支援事業[ソフト]と併せて実施すること。
- 本事業の実施により整備された農林水産物生産施設等で、作業に携わる障害者等※が、事業開始年度から起算して3年目の年度(目標年度)までに5名以上増加すること。
※高齢者を除く、障害者以外(生活困窮者・ひきこもりの状態にある者・犯罪をした者)の増加を含める場合は、過半を障害者の増加とすること。
高齢者の増加の場合は、当該施設を利用する高齢者の数が5名以上増加すること。
- 費用対効果分析を行い、投資効率が1.0以上であること。
- 本事業で整備する施設のうち、農林水産物生産施設及び農林水産物加工・販売施設の整備への助成については、障害者等が当該施設における作業行程に携わる部分に限ること。
- 農林水産物加工、販売施設を整備する場合、事業実施主体が生産に携わる農林水産物及び連携して生産を行う者が生産する農林水産物が、当該施設において加工又は販売に供される農林水産物の過半を占めること。
※事業実施主体においても、施設外就労等を通じて、農林水産物の生産に携わっていること。
- 交付対象とする施設等は、原則として耐用年数が5年以上のものであること。また、整備された施設等は、共同利用施設とすること。

【主な留意事項】[経営支援の場合]

- 左記に加えて、以下のアからエの全てを満たすこと。
 - ア 農福連携の取組を取り入れ、経営改善を積極的に進める事業計画であること
※従前から農林水産業を営んでいることが前提、ただし、農業法人である必要はありません。
 - イ 農福連携のモデル的な取組であり、横展開に資するものであること。
※他者の参考になる取組内容であること。
 - ウ 地域の福祉団体等との連携が確実であること。
※連携する福祉関係団体とどのような内容で連携していくのかを具体的に定めておくこと。
 - エ 事業開始年度から目標年度まで、毎年度、農業経営の発展のための経営分析を行うこと。
※3年目の自主取組期間にも、自己資金で経営分析に取り組む必要があります。
※経営支援については、農作業に従事する障害者等の労働力確保を通じた作業量及び収益性の増加だけでなく、農福連携の取組を通じて、作業体系や作業工程の見直しを図った上で、農林水産業の経営を改善していこうとする視点が計画に盛り込まれていることが望ましいです。
※「経営支援」は、農林水産業の経営改善を要件としているため、ユニバーサル農園の整備のみを実施する場合は利用できません。

※この他にも、事業の実施に係る要件や基準があります。

詳しくは、農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出対策)実施要領の別記5(農福連携型)をご参照下さい。

農山漁村振興交付金のサイトURL(農林水産省webサイト内)

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html

農福連携支援事業のうち農福連携の取組〔ソフト〕の紹介

【対象になる取組の例】

- 生産・加工・販売技術の習得のための研修
- 6次産業化商品の商品開発・テストマーケティング
- 先進的な団体の視察
- ユニバーサル農園※¹の初期運営
- 移動式トイレ(車載トイレ等)の導入※²
- 分業体制の構築、作業マニュアル作成
- 農福連携が経営に与える影響の分析



※¹ 農業分野への就業を希望する障害者等に対し、農業体験を提供する農園
 ※² リースまたはレンタル

【実施期間】

- **事業実施期間:3年間**
 (支援期間:最大2年間+自主取組:1年間)

【交付率及び助成額】

- 定額補助
- 上限150万円/年
 - ・ 整備事業〔ハード〕のメニューにおいて「経営支援」を実施する場合は、上限を300万円/年に嵩上げ可能
 - ・ 分業体制の構築や作業マニュアル作成を行う場合は、1年目に限り40万円を上限に加算可能

【取組の対象者】

農林水産業の現場や農林水産物の加工・販売に携わる障害者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者、高齢者、福祉事業所の職員等

- ・ **障害者**:18歳以上の障害者
- ・ **高齢者**:要介護認定を受けた65歳以上の者
- ・ **生活困窮者**:就労に向けた支援計画(プラン)が作成されている者
- ・ **ひきこもりの状態にある者**:ひきこもり支援機関の確認を受けた者
- ・ **犯罪をした者**:刑務所出所者等(保護観察対象者又は更生緊急保護対象者)として、保護観察所長の確認を受けた者

農福連携支援事業のうち地域協議会の設立及び体制整備〔ソフト〕の紹介

- 農福連携等推進ビジョン（令和6年6月決定）において「都道府県の振興局、市町村、農業団体の管轄エリアといった地域単位でのきめ細かなマッチングを行うとともに、農業経営体と障害者就労施設が交流し、双方についての理解を深めた上で、農福連携等の取組に着手し、定着させていけるような地域単位での仕組みづくりが重要」とされた。
- 各地域における仕組みづくりに向けて、農福連携に関する「地域協議会の設立及び体制整備」に向けた支援を実施。

事業実施主体

地域協議会 ※事業計画書の提出までに設立されていることが必要

市町村のほか、農林水産業経営体及び社会福祉事業者等を構成員とし、次の内容を定めた規約等に各構成員が同意している団体。
①目的、②構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲、
③意思決定方法、④解散した場合の地位の継承者、
⑤事務処理及び会計処理の方法、⑥会計及び監査の方法、
⑦その他運営に関して必要な事項

支援内容

・ 農福連携の推進のために行う
活動内容の検討、調査、先進地視察、意見交換会、ワークショップの実施、活動計画の策定等に必要経費
・ 事業実施期間：2年間（＋自主取組期間1年間）
交付率：定額 上限：300万円/年

事業要件

事業実施3年目までに
・ 地域協議会に参画し新たに農福連携に取り組む主体を3主体以上増加させること
・ 地域における農福連携の取組拡大に向けた活動計画を策定すること

事業の流れ

※地域協議会から各農政局への主な提出資料

○提案書の提出（公募時）

- ・ 基本情報(団体名、代表者名、構成員名、活動範囲等)
- ・ 地域の概要及び課題
- ・ 事業の目的・必要性和取組の概要
- ・ 事業の目標（農福連携の取組主体数、交流人口）
- ・ 年度別事業計画、経費の内訳 等

※各農政局あたり1団体を目安に選定

○事業計画書の提出（1年目、2年目）

- ・ 提案書と同様

○事業評価書の提出（2年目、3年目、事業完了翌年度）

- ・ 取組内容と、その実績
- ・ 事業目標と、その実績 等

※各農政局において進捗管理

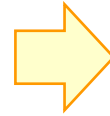
○地域協議会の活動計画の提出（3年目(案)、事業完了翌年度）

- ・ 地域の農福連携の状況
- ・ 地域の農福連携の将来ビジョン
- ・ 今後5年間の具体的な取組内容
- ・ 地域の農福連携マップ
- ・ 地域の農福連携の目標、評価指標
- ・ 活動のための収支計画案 等

7

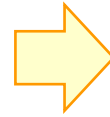
よくあるお問い合わせ（補助対象経費関連①）

Q1. 農林水産業を営む法人の場合、障害者等を直接雇用しなければ補助の対象にならないのか。



A1. 福祉事業所の施設外就労として作業を委託する場合も補助の対象になります。

Q2. 福祉事業所そのものの建築は補助対象なのか。



A2. 福祉事業所の建築は本事業の補助対象ではありません。
また、農林水産物の加工施設や販売施設においても、事務室の整備を補助対象にすることはできません。

Q3. 交付金事業により農福連携に取り組むにあたり、**福祉事業所の運営経費も補助対象になるのか。**



A3. **事業所の運営費などの経常的な経費を補助対象とすることはできません。**

Q4. 交付金事業の採択後に福祉事業所を立ち上げた場合、経営者である自分の給与も補助対象になるのか。



A4. 事業所の運営に関わる人件費を補助対象とすることはできません。
ただし、交付金事業で実施する取組に伴う新たな業務に対応するため、臨時的に雇い入れる方の賃金は補助の対象になります。

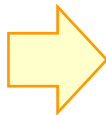
よくあるお問い合わせ（補助対象経費関連②）

Q5. 福祉事業所の利用者に対する賃金や工賃は補助対象になるのか。



A5. 利用者に支払う賃金や工賃を補助の対象にすることはできません。

Q6. 福祉事業所の利用者が使用する農業用機械や農機具、作業服の購入は補助対象になるのか。



A6. 自走、持ち運びが可能な機械や農機具、作業服等は、他の目的での利用が可能であることから補助対象にすることはできません。

Q7. ソフト事業で交付金の支援の対象とならない経費はどのようなものか。



A7. 事業実施主体の経常業務を維持するための運転資金、協議会を構成する団体の経常的運営に要する経費（協議会構成員や通年雇用する事務補助職員の人件費等）、初期投資費用（事業完了後も使用する備品、調度品等）、汎用性の高い物品の購入については支援できませんので、事前に取組地域を所管する地方農政局等に確認して下さい。

よくあるお問い合わせ（交付金手続関連①）

Q1. 公募はいつ実施しているのか。



A1. 例年、翌年度予算の1回目の公募は、2月頃に実施しております。
なお、年度によっては2回目以降の公募を実施しないこともございます。

Q2. 公募の結果はいつわかるのか。



A2. 過年度の例では、ソフト事業のみの提案の場合は、公募締切の概ね1ヶ月後、ハード事業を含む提案の場合は、公募締め切りから2～3ヶ月後となっています。

Q3. 交付先候補者に選定された後、いつから事業に着手できるのか。



A3. 選定通知から1ヶ月以内に地方農政局長等あてに計画の承認を申請し、承認後の交付申請を経て、交付の決定を通知された以降となります。

よくあるお問い合わせ（交付金手続関連②）

Q4. 交付金による支援はどの時点から対象になるのか。



A4. 支援の対象は交付決定後の取組です。交付決定日より前の取組は支援の対象とはなりません。

Q5. 交付決定までには、どのような手続きが必要なのか。



A5. 交付決定までに必要な手続きは以下のとおりです。

- ①計画承認の申請 → 計画承認通知
- ②割当額の内示(国から)
- ③交付金交付の申請 → 交付決定

※ p14をあわせてご参照下さい。

Q6. 国からの交付金はいつ支払われるのか。

また、前払いは可能なのか。



A6. 交付金の支払いは、年度ごとの精算払い(支出実績に基づく精算)が原則となりますので、事前に1年分の取組に要する費用の全額を用意して頂く必要があります。

また、年度途中の支払い(支出実績に基づく部分精算)がありますが、様々な制限が設けられています。

よくあるお問い合わせ（地域協議会の設立及び体制整備①）

Q1. 計画書に定める地域協議会の活動エリアは、都道府県の振興局、都道府県全域、隣接する県にまたがるエリアでも可能か。



A1. 地域における農福連携の取組主体数の拡大に向けて、活動の中心となる市町村に隣接した地域を含めて農福連携の取組を進めることが望ましいなどの場合は、市町村の範囲に限らず都道府県の振興局単位など、広いエリアでの取組も可能です。

Q2. 計画書に定める地域協議会の活動エリア内の全ての市町村が地域協議会に参画していなければならないのか。



A2. 活動の中心となる市町村が参画していれば、全ての市町村が地域協議会に参画している必要はありません。
ただし、地域協議会の活動内容について、参画していない市町村に対しても情報共有を行うなど参画されるよう調整されることが望ましいです。

Q3. 地域協議会の構成員として、市町村、農業関係者、福祉事業所の3者が必須となるのか。
また、市町村は農業分野・福祉分野・それ以外(地域振興課等)のいずれかの参画でよいのか。



A3. 農福連携の取組を推進する観点から、市町村の担当部局(農林水産業分野又は福祉分野のいずれかなど農福連携の1の担当部局でも可。)、農林水産業関係者、福祉事業者のいずれも1者以上参画いただく必要がございます。
なお、市町村担当者については、農福連携の取組を推進する観点から、農林水産業及び福祉分野いずれの担当者も参画することが望ましいため、本事業の実施中に参画されるよう調整されることが望ましいです。

Q4. Q3の者について計画申請時点で構成員となっていなければならないのか。計画申請時点では構成員となる見込み(予定段階)でもよいのか。



A4. 本事業の提案書の提出時点(事業応募時点)においては構成員となる見込み(予定)での提出でも可能です。
(なお、事業を円滑に実施いただく観点から、事業計画書の提出までに構成員として参画いただくことが望ましいです。)

よくあるお問い合わせ（地域協議会の設立及び体制整備②）

Q5. 既に他の取組を行う地域協議会がある場合でも、新たに地域協議会を設立する必要があるか。
（既存組織を活用することは可能か。）



A5. 新設に限らず、既存の協議会の規約に農福連携に取り組むことが既に位置づけられている又は新たに位置づけるのであれば、既存組織を活用いただくことも可能です。

Q6. 本交付金事業を活用する前から行ってきた取組で、事業実施中に行う同じ取組に要する経費は補助対象になるのか。



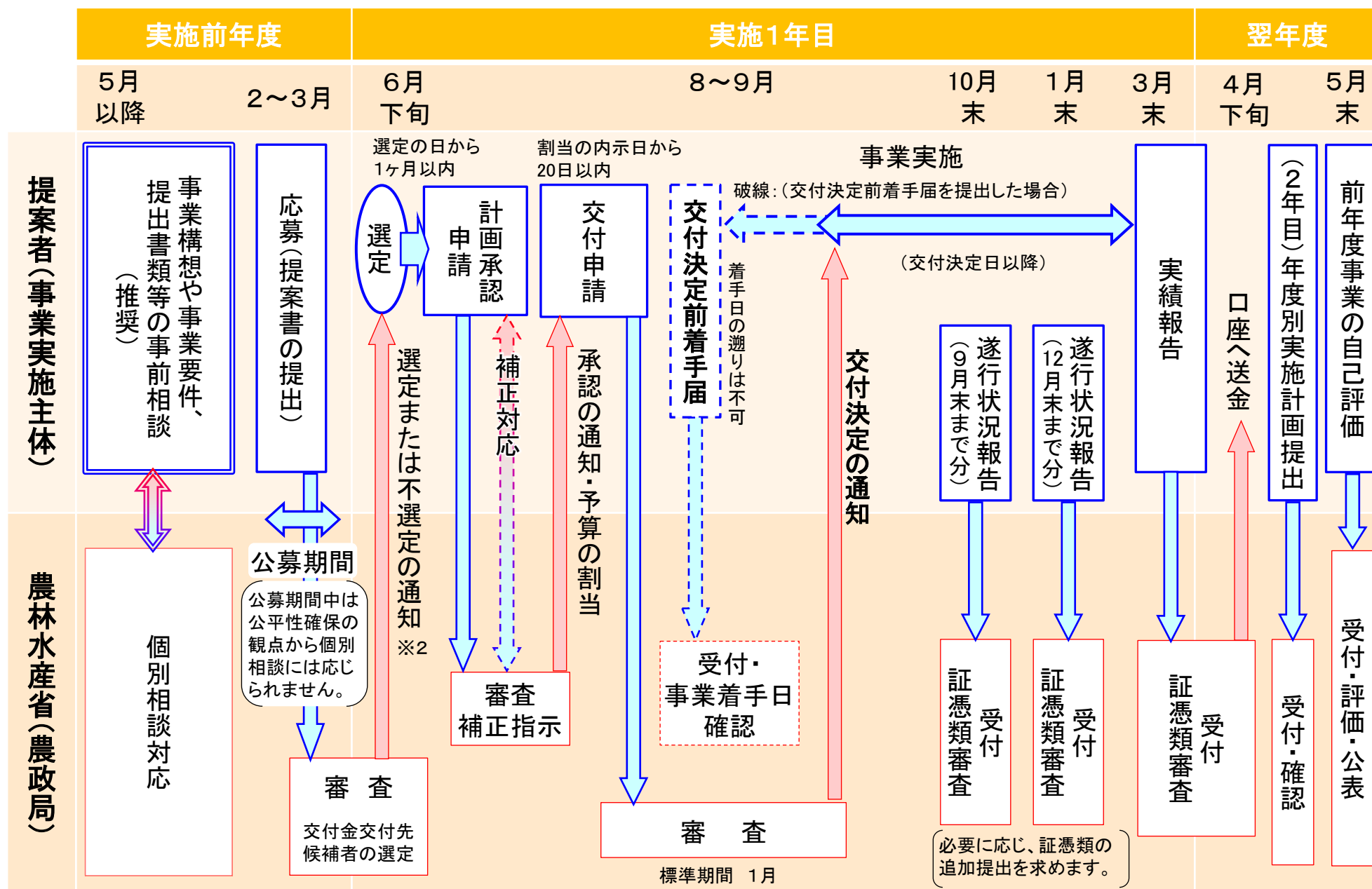
A6. 地域における農福連携の取組主体数の拡大に向けて内容を追加し、実施する取組であれば、補助対象になります。

Q7. 地域協議会の事務局の人件費や運営経費は補助対象になるのか。



A7. 事務局の運営に関わる費用を補助対象とすることはできません。
ただし、交付金事業で実施する取組に伴う新たな業務に対応するため、臨時的に雇い入れる者の人件費は補助の対象になります。

農福連携型(ハード事業あり)のおおよそ※1の流れ(前年度～1年目)



※1…年度により変動する場合があります。

※2…ソフト事業のみのご応募の場合は、採択が2ヶ月程度早くなります。



事業メニュー・要件等詳しくは、お近くの農政局へご相談ください。

(ご相談は随時受け付けています。)

取組地域	連絡先
北海道	農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL : 03-3502-8111 (内線5448) FAX : 03-3595-6340
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	農林水産省東北農政局農村振興部都市農村交流課 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 TEL : 022-263-1111 (内線4121、4118) FAX : 022-715-8217
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	農林水産省関東農政局農村振興部都市農村交流課 〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 TEL : 048-600-0600 (内線3412) FAX : 048-740-0082
新潟県、富山県、石川県、福井県	農林水産省北陸農政局農村振興部都市農村交流課 〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 TEL : 076-263-2161 (内線3485、3487) FAX : 076-263-0256
岐阜県、愛知県、三重県	農林水産省東海農政局農村振興部都市農村交流課 〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 TEL : 052-201-7271 (内線2527) FAX : 052-220-1681

取組地域	連絡先
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	農林水産省近畿農政局農村振興部都市農村交流課 〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 TEL : 075-451-9161 (内線2591、2595) FAX : 075-451-3965
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	農林水産省中国四国農政局農村振興部都市農村交流課 〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 TEL : 086-224-4511 (内線2514、2563) FAX : 086-227-6659
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	農林水産省九州農政局農村振興部都市農村交流課 〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1 TEL : 096-211-9111 (内線4624) FAX : 096-211-9812
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 TEL : 098-866-0031 (内線83326、83336) FAX : 098-860-1194

農福連携に関する取組事例や、各種パンフレット、マニュアルは農林水産省のWebサイトで公開しています。

農林水産省 農福連携

Q 検索

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/index.html>